

○パートナーシップ・ファミリーシップ制度にかかる

愛知県内自治体間連携について○

豊明市では、パートナーシップ・ファミリーシップ制度を利用している方が転入・転出をする際に生じる負担の軽減を図るため、愛知県内の自治体と「パートナーシップ・ファミリーシップ制度の自治体間連携に関する協定」を締結し、手続きの簡素化をしております。

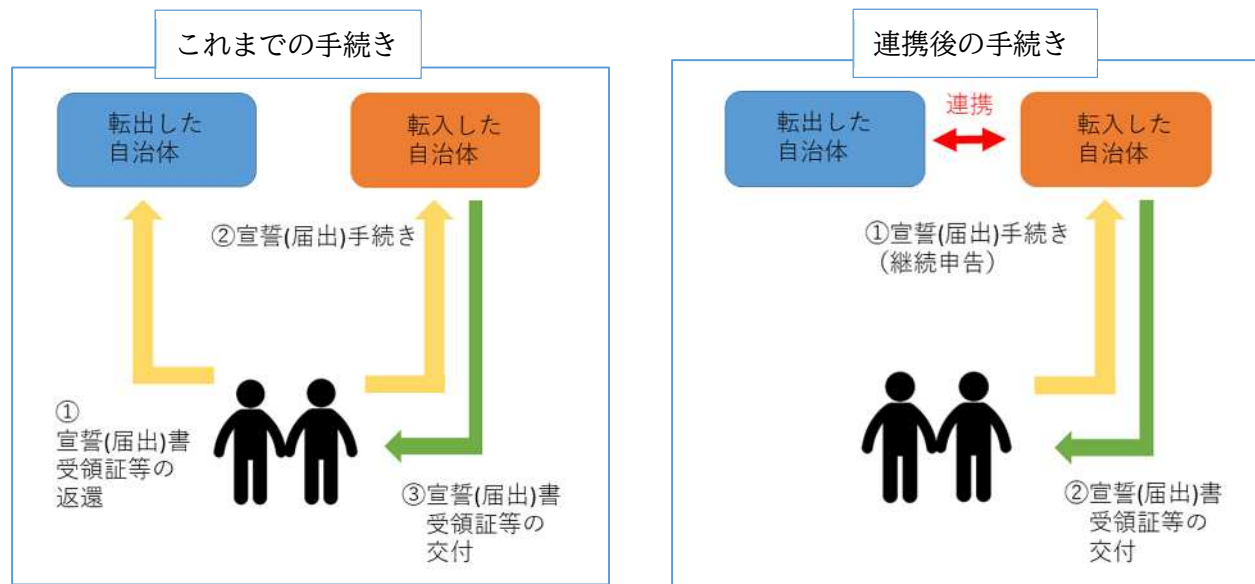
（協定を締結している愛知県内自治体は別紙「パートナーシップ・ファミリーシップ制度愛知県内自治体間連携について」をご確認ください。）

1 愛知県内自治体間連携の概要

制度利用者が転出・転入をする場合、通常は転出元の自治体へ宣誓証明書等の返還等手続きを行い、あらためて必要書類を揃え、転出先の自治体で宣誓等を行う必要があります。

自治体間連携により、協定を締結している自治体へ転入する場合は、転出元の自治体への返還等手続きは不要となります。加えて、転出先での手続きを一部省略することができます。（省略できる手続きは自治体ごとに異なります。また、一部自治体では省略できない場合がありますのであらかじめご了承ください。詳しくは転出先となる各自治体のウェブサイトをご確認ください。）

※転出先自治体のパートナーシップ・ファミリーシップ制度要件によっては、制度の継続ができない場合があります。



2 豊明市パートナーシップ宣誓制度を利用できる方

下記のすべてを満たしている人が対象です。

- (1) 双方が民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に達していること。
- (2) 本市に住所を有している（市内への転入を予定している）こと。
- (3) 双方に配偶者がいないことおよび当事者以外の人とパートナーシップを結んでいないこと。

3 豊明市から愛知県内の協定締結をした自治体へ転出する場合

豊明市パートナーシップ宣誓制度を利用されている方々が、豊明市から協定締結をした自治体へ転出し、継続して制度を利用する場合は、豊明市へのパートナーシップ宣誓証明書等返還届（様式第6号）及びパートナーシップ宣誓証明書（様式第2号）、パートナーシップ宣誓証明カード（様式第3号）の返還手続きが不要となります。

宣誓証明書等は転出先の自治体へ制度継続の申請をする際に提出してください。

4 愛知県内の協定締結をした自治体から豊明市へ転入する場合

協定締結をした自治体にてパートナーシップ・ファミリーシップ制度を利用されている方々が豊明市へ転入する場合は、提出書類を一部簡素化いたします。

協定締結をした自治体にて交付された宣誓証明書等を添付し、パートナーシップ宣誓書及び必要書類を提出いただくことで、豊明市の宣誓証明書を交付します。

※宣誓時に必要となる「双方が独身であることを証する書類（独身証明書等）」が不要となります。

5 制度を継続する際に必要な書類

双方が豊明市に在住した後の場合

- パートナーシップ宣誓書（様式第1号）
- 住民票の写し又は住民票記載事項証明書（届出日以前3か月以内に発行されたものに限る。）
- 転出元の協定締結をした自治体の宣誓証明書等
- 本人確認書類（マイナンバーカード・運転免許証等顔写真付きのもの）

豊明市へ一方又は双方が転入予定の場合

- パートナーシップ宣誓書（様式第1号）
- 転入予定であることが分かる書類
（転出証明書、賃貸契約書のコピー、売買契約書のコピー等）
- 転出元の協定締結をした自治体の宣誓証明書等
- 本人確認書類（マイナンバーカード・運転免許証等顔写真付きのもの）

転入後

- 住民票の写し又は住民票記載事項証明書（宣誓後3か月以内に発行されたものに限る。）

6 その他

その他詳細については、“豊明市パートナーシップ宣誓制度について”を参考にしてください。